

公共建築設計者情報システム(PUBDIS)掲載データ取扱規程

第1条(総則)

本規程は、公共建築設計者情報システム(以下「PUBDIS」という)を利用する公共発注機関(以下「甲」という)、PUBDISの運営を担当する一般社団法人 公共建築協会(以下「乙」という)及び PUBDIS に自社のデータを提供する設計事務所等(以下「丙」という)の三者に係る、甲に提供するために丙から提供され、乙によりPUBDISのデータベースに掲載されたデータ(以下「掲載データ」という)の取扱いについて規程するものである。

第2条(目的)

PUBDISは、甲が行う官公庁施設や、公共住宅等の建築設計等業務(意匠、構造、設備設計業務、団地計画等)の受託者選定を支援するための資料等を提供することにより、公共建築の質の向上に寄与することを目的として運用する。

第3条(掲載データの取扱い)

掲載データの取扱いは、次の制約のもとに行うものとする。

- 1 甲は、第二条の目的以外に、掲載データを使用または公表してはならない。
- 2 甲は、甲の責任において、前項の範囲内において PUBDIS の掲載データを電子情報として PUBDIS 以外のシステムで利用することができる。
- 3 甲は、PUBDIS 以外のシステムで掲載データを利用する場合には、掲載データを引用していることを明らかにするとともに、その内容を修正してはならない。
- 4 乙は、下記の各項の場合以外に、掲載データを取扱ってはならない。
 - (1) 丙により随時提供されるデータに基づき、掲載データの更新を定期的に行う場合
 - (2) 甲の要請に基づき、掲載データの提供または検索を行う場合
 - (3) 丙に対し、自社の掲載データの提供を行う場合
 - (4) 掲載データのうち丙が甲以外に提供することを同意しているデータ(以下「公開データ」という)の提供を、別に定める制約のもとに行う場合
- 5 丙が別途定める掲載料を滞納したり、PUBDIS への掲載継続を取りやめた場合には、乙は当該者のデータ(業務カルテのデータを除く)をデータベースから削除する。

第4条(掲載データの提供方法)

乙が行う掲載データの提供は、第三条の制約のもとに、下記の方法による。

- 1 甲への提供
 - (1) 検索データベースのオンラインによる提供
 - (2) 甲の要請による代行検索結果等のプリントによる提供
- 2 丙への提供
 - (1) 自社掲載データについて、プリントまたはオンラインによる提供
 - (2) 公開データのオンラインによる提供(公開データは公開区分表による)
- 3 甲及び丙以外への提供
 - (1) 公開データのオンラインによる提供(公開データは公開区分表による)
 - (2) 技術者本人に対する個人実績データの一部提供(公開データは公開区分表による)

第5条(掲載データの責任)

- 1 乙は丙から提供されたデータが、丙の責任において事実と反することがないものとしてデータベースに掲載するものとする。

ただし、業務カルテのデータについては、事前に甲による内容確認を行う。
- 2 丙から提供されたデータまたは掲載データに虚偽事項があると認められたときは、PUBDIS ホームページ等にてその旨を公表する。この場合、判定する委員会の議を経て、削除等の必要な処置を行うことができるものとする。